



豊監公表第6号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）3月30日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

令和4年(2022年) 3月14日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

## 記

1 (監査実施日 令和3年11月30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
財政課	<p>◆補助事業にかかる消費税額仕入控除に関する全庁的な取扱いについて (財政課)</p> <p>市の補助事業において、経費である消費税も補助対象となっている場合、補助金を交付された事業者は、補助金を受けた経費の消費税も課税仕入れとして支払った消費税として控除できるため、市が補助対象経費として支払った消費税額分が、事業者の利益に</p>	<p>全庁統一的な対応として、補助金の交付決定にあたっては、消費税仕入税額控除額相当額は補助対象とすべきではない旨、庁内LANの事務連絡に掲載しました。また、同様の旨を財政課だよりの「1. 基本方針・指針等」にも掲載しました。</p>

	<p>なっているケースが考えられる。国や府等では、当該課税仕入れ額相当額を事業者から返還させる等の取扱いを補助金要綱等に定めているところであり、こうした取扱いをも参考に、市の補助事業にかかる消費税仕入控除に関する取扱いについて全庁統一的な対応を図られたい。</p>	
--	--	--